

## とんだぼやし認定調査通信（5号）



### この特記事項の内容についてどう考えますか？

6群：特別な医療について 【判断に迷う特記事項の例】

ストーマ（人工肛門）をつけている。 【選択 ストーマ（人工肛門）の処置 「ある」】

【判断に迷う点(気になる点)】

ストーマ（人工肛門）の処置は誰が行っているのか。

一時的にストーマをつけているだけでなく継続性があるのか。

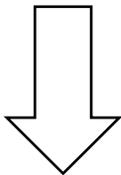
【定義】(調査員テキストより)

「特別な医療」とは、過去14日以内に医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される医療行為に限定される。

継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない。

したがって調査の時点で、医師の診断により処置が終了、完治している場合は、過去14日間に処置をしていても、継続して行われていないため該当しない。

POINT！



本人や家族のみの処置の場合は該当しないので注意が必要です！

今回の内容ではストーマをつけているようですが、誰が処置しているのか記載がないので該当するか判断できません。

また、入院やその他一時的な治療でストーマを外すことが見込まれる（外す予定がある）場合は継続して実施されないため該当しません。

※本人又は家族が処置をしていて該当しない場合でも介護の手間は発生しているため、特記事項への記載は大切です。

6群は、いつ、誰が、何を目的に実施しているか明記してください。

【わかりやすい特記事項の例】（「ある」の場合）

ストーマ（人工肛門）が造設されており、消毒や、バッグの取り替えの処置は、医師の指示に基づき週に2回訪問看護によって継続して行われている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。